
QA7-16 海のモニタリングの実施状況はどうなっているのですか。

A

- ① 海のモニタリングについては、モニタリング総合調整会議において決定された「総合モニタリング計画」及び「平成 28 年度海域モニタリングの進め方」に沿って、福島県沖、宮城県沖、茨城県沖等を対象に、海水、海底土、海洋生物に含まれる放射性物質の濃度を測定しています。
- ② 海水では、放射性セシウムの測定値（平成 28 年 4 月～11 月）は、1 リットル当たり 1 ベクレル (Bq/L)（飲料水の基準値は 1 リットル当たり 10 ベクレル (Bq/L)）を下回る水準です。
- ③ 海底土は、放射性セシウムの測定値（平成 28 年 4 月～10 月）が、福島県沖において 1 キログラム当たり約 3～1,000 ベクレル (Bq/kg) の範囲となっています。
- ④ 海洋生物の放射性セシウムの濃度は、生物の種類によって異なります。海を広く回遊するカツオ・マグロ類、サンマ等では、これまで基準値（1 キログラム当たり 100 ベクレル (Bq/kg)）を超える測定結果は得られていません。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 7 章 57 ページ「沿岸海域底質（推移）」

下巻 第 7 章 58 ページ「海水と海底土の濃度」

下巻 第 7 章 59 ページ「海水濃度の推移」

下巻 第 7 章 60 ページ「海底土濃度の推移」

下巻 第 7 章 124 ページ「魚種別の放射性セシウム濃度の傾向（2/2）」

（解説）

（参考資料）

原子力規制委員会 海洋モニタリング結果

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/428/list-1.html>

出典：原子力規制委員会「総合モニタリング計画」より作成

出典の公開日：平成 23 年 8 月 2 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日